

議事 仙台市社会福祉審議会運営要領の改正について

1 改正の概要【資料 3-2、3-3】

児童福祉専門分科会の庶務を行う組織について、こども若者局こども家庭部総務課からこども若者局総務課へと変更するもの。

2 改正の理由

令和 8 年度組織改正により、こども若者局総務課が部に属さず局直轄となったため、組織名の変更を行う。